

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会規則

平成19年3月28日

規則第19号

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会の定例会は、毎年2月及び8月にこれを招集する。
ただし、都合により繰り上げ、又は繰り下げることができる。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。